

長期低炭素ビジョン作成 に対する期待と要望

グリーン連合共同代表
(NPO法人環境文明21 共同代表)

藤村コノエ

2016.11.11



グリーン連合とは



2015年6月5日設立された、
日本の環境NPO／NGOの連合組織
現在会員数：80団体

【目的】

持続可能な社会がますます遠のく現状、
環境政策の停滞・後退が著しい現状を憂い、
様々な環境問題を克服し、「環境」を基軸とした
民主的で公正な持続可能な市民社会を築く為に、
互いにつながり結集して、強く政治や社会に働きかける！

【参考】グリーンウォッチ(市民版環境白書)

第三章「なぜ日本の環境政策がうまく進まないのか」

① 「経済優先」に屈伏した環境政策

環境政策の判断には、中長期的視点が不可欠だが、短期的経済性のみが重視

② 歪んだ環境政策形成の過程

力のある人が大きな影響力を持ち、市民の意見が反映されない形成プロセス

③ なかなか発動されない「予防原則」

被害の発生を事前に食い止めるために不可欠な「予防原則」への取り組みの遅れ

④ ビジョンに基づき、戦略性ある環境政策へ

日本の環境政策は、目先の問題に対応する「対策」行政が主流

⑤ 市民参加

日本の政策形成への参加は、形式的で実効性がない

1. 私たちの基本的な考え方

①パリ協定は、気候変動の克服に向けた希望の光であり、この**歴史的合意を歓迎**

②確実な実施に向けては、**従来の体制や政策の不十分さを認め、抜本的に見直すことが重要**

←温室効果ガス排出量は1990年レベルからむしろ増加

←2030年目標は不十分

←石炭火力の新設は世界の動きに逆行

③実現に向けては**技術だけでは不可能であり、**

- ・産業構造、エネルギー構造の転換
- ・経済・社会システムの転換
- ・価値観の転換

など、**あらゆる手段を講じることが不可欠**
(文明の転換期)

④すべての国民に行動してもらうための効果的な仕
掛けをつくる

2. 具体的提案の一例

(1) 地球温暖化対策税の大幅強化ないしは有効な炭素税新設、排出量取引、エネルギー価格設定の見直しなど、

経済的手法を導入し、目に見えるインセンティブを！



- ・ 率先して取り組む企業等への支援
(反対する企業ばかりではない)
- ・ (CO2は見えないけれど)、行動の効果が見え
さらなる行動につながる

(関心を行動に)

①深刻さ・リスク、②責任感・倫理感、
③行動で解決できる という認知が必要

← 行動による便益とコスト(便益費用評価)

← 準拠集団からの期待や圧力(社会規範評価)

← 行動に関する制約や容易さ(実行可能性評価)

○行動へ

「環境行動の社会心理学」

○ 税収を、将来世代への投資にも活用

(「気候変動奨学金」の創設など)

⇒ 次世代の関心を高め、人材育成に役立つ

日本は国際的に見ても学生の負担が大きい。



出典: OECD, Education at a Glance 2014: OECD Indicators, 2014, pp.264-266

◎ 電源を全て再エネにすれば、家庭での40%削減

達成！ ⇒ 2030年50%以上の再エネで

(40-50% CO2削減)

(2) 政策形成から実施・評価に至る全プロセスへの NPO／NGOの実質的な参加のしくみを作る

※リオ宣言 第10原則(参加の原則)

「環境問題解決にはすべての人の参加が不可欠」

- ・環境問題の早期発見・実態把握
- ・専門知識の活用
- ・環境政策の支持基盤の強化
- ・柔軟で有効な解決の促進
- ・議論と合意により、のちの紛争の予防

※EUでは、環境・経済・社会の利益を適切に反映するため
環境NGOは、経済団体、労働組合と並ぶ利益団体として
政策形成に不可欠の柱として位置付け

【参考】EEB (European Environmental Bureau, 欧州環境事務局)
1974年設立

- ・ 欧州最大の環境市民団体の連合体
(約30か国、150団体加盟)
- ・ EUの政策形成や政策実施、合意された政策の評価に影響を与える
- ・ OECD諸国・OECD自体と環境NGOを結ぶ連絡役を担う
- ・ OECDのGreen Growth Strategy作成などに参加
- ・ OECD環境大臣会合などにも、オブザーバーとして参加
- ・ 各国政府やEU議会、国連機関からの資金提供

※日本の場合、政策形成の場には、
学識者、経済界メンバーが多く、NPOメンバーはわずか



(公平・公正、政策の実効性、市民社会育成の観点から)

1) 審議会委員の公募制導入(選定は第三者)と

環境NPO/NGO枠の設定

← パブリック・アポイントメント(イギリス) →資料

2) 自治体、NPOも巻き込んだ国民的議論の展開のしくみを

← ドイツの事例(第7回資料)

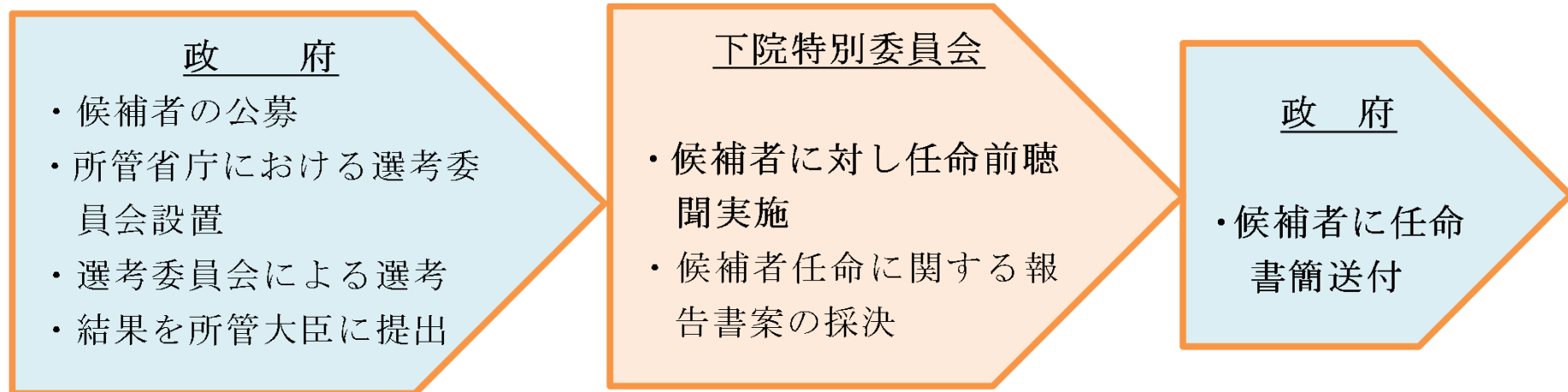


○自分たちが作成に関与した政策には協力する

○効果的・実質的な環境教育になる

○環境政策の支持基盤の強化

【参考】イギリスの公職任命コミッショナー制度 (Commissioner for Public Appointments)



- ・CPAは、国務大臣が非省庁の公的機関等の代表者等の公職を任命する際に、任命過程の監督職務。1994年に設置。コミッショナー(1名)、評価者(13名)ともに公募。中立的立場が要件として求められる。
- ・CAPの実施要領に沿い選考委員会設置。委員長はCPAが任命した評価者。選考委員は上級職員や公的機関職員の中から所管省庁が4-5名程度を選出。
- ・書類選考、面接を行い、候補者を国務大臣に推薦。
- ・国務大臣はさらに面接を行い、当該公職にふさわしいと判断した候補者を下院特別委員会に通知。
- ・下院議員による聴聞の内容は、過去の経験と職務の適合性や政治的中立性など。
- ・候補者の適否に関する委員会見解、表決結果、経歴資料、所管官庁が候補者を適切と判断した際の基準等を記した報告書を公開。

◎ **正当性と中立性、透明性と公平性の確保** + **実力本位の人選**

【参考】参加の制度

○ドイツ

- ・連邦の法案審議段階でNPOも意見表明できる
- ・連邦自然保護法29条で、自然保護関連の政策に対して、認定されたNPOに意見表明権や書類閲覧権が付与
- ・最近では原発廃止期限延長に関する国民投票制度を基本法に導入する議論も

○スウェーデン

- ・「調査委員会」への代表的NPOの参加保証とレミス手続きへの参加
- ・行政庁の最高機関である評議会でもNPOは意見を述べる機会保証

○イギリス

- ・「コンパクト」(1998年)により、ボランティアセクターによる政策形成過程への参加が保証

長期低炭素ビジョン策定にあたって

◎「できる」「できない」の問題ではない

○長年の科学の積み重ね(IPCC)を前提にする

○日本の企業・技術のポテンシャルを信じる

○自治体(市民)・NPOを巻き込む

◎将来世代を最優先にした長期ビジョンと戦略(政策)を！

・2050年80%削減を最低でも達成すべき長期目標とする

・そこに至る実効性あるロードマップを策定する 等